

医政発 0510 第 14 号
令和 6 年 5 月 10 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「歯周病検診マニュアル 2023」について

口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、生涯を通じて口腔の健康の増進を図ることが必要である。口腔の健康の保持のために、歯科疾患の予防に向けた取組が実施されており、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 289 号）等において、歯周病の予防等に関する目標や定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）に関する目標が掲げられているところである。

これまで、市町村等が実施する歯周疾患検診は、「歯周病検診マニュアル 2015」に基づき取り組まれているところであるが、各地域における運用状況を踏まえ、今後、歯科検診データを用いた地域分析、地域間比較等が可能になるよう、質問項目や口腔内診査項目の標準化等を進める観点から、有識者の検討を踏まえ、今般、「歯周病検診マニュアル 2023」を別添のとおりとりまとめ、新たなマニュアル及び歯科健康診査票を用いた歯周疾患検診を令和 8 年度から実施することとしたので、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に対して周知方をお願いする。なお、本マニュアル策定にあたっては、関係部局と調整済みであることを申し添える。